



利用者

総合事業利用までの流れ

津市
地域包括支援センター
在宅介護支援センター
居宅介護支援事業所

相談

要
介
護
・
要
支
援
認
定
申
請

要
介
護
1
～
5

要
支
援
1
・
2

非該当(※1)

サービス事業対象者

基本チェックリスト

事業対象者に該当しない場合

第2号被保険者は要介護認定の申請が必要です。

居宅介護支援事業所

居宅サービス計画
自宅でサービスを利用しながら生活を続ける場合には、ケアマネジャーが「居宅サービス計画」を作成

地域包括支援センター

介護予防サービス計画(※)
地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が「介護予防サービス計画」を作成

介護予防ケアマネジメント(※)

地域包括支援センターによるアセスメント(課題分析)のうえ、状態や環境に応じたケアプランを作成

(※)介護予防サービス計画または介護予防マネジメントは、委託を受けた居宅介護支援事業所でも作成できます。

介護給付

- 訪問介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 通所リハビリ
- 短期入所サービス
- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修 など

予防給付

- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリ
- 介護予防短期入所サービス
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防福祉用具購入
- 介護予防住宅改修 など

総合事業

サービス・活動事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

一般介護予防事業

※65歳以上すべての人が利用可

- 転倒予防教室
- 認知症予防教室
- こころとからだの介護予防教室
- ふれあい・いきいきサロン事業
- 高齢者食生活改善事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

(※1)
第2号被保険者が「非該当」になった場合、一般介護予防事業を利用することはできません。

★サービス・活動事業の対象外と判断できる場合
★元気な高齢者で、心身の機能を維持したい、集いの場に参加したい場合など